第二級 （労働基準法第十二条の平均賃金の一一九〇日分）	一～二の三　（略） 三　両上肢を手関節以上で失つたもの 四　（略）
（略）	（略）
第五級 （労働基準法第十二条の平均賃金の七九〇日分）	一～一の三　（略） 二　一上肢を手関節以上で失つたもの 三～六　（略）
（略）	（略）

備考　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に支給すべき事由の生じた労働者災害補償保険法の規定による葬祭料、複数事業労働者葬祭給付及び葬祭給付の額については、なお従前の例による。

第三条　令和八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

第四条　令和八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法の規定による労災就学援護費の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十八号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十八条第一項第九号並びに前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第十三条第七項第一号及び第十七条に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第十八条第一項第三号ただし書の厚生労働省令で定める補正方法） **第八十三条**　令第十八条第一項第三号ただし書の基礎控除後の総所得金額等（同号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下この項、次項及び第八十五条において同じ。）の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び令第十八条第一項第二号に規定する被保険者均等割額の合計額（以下「補正前の基礎賦課額」という。）が基礎賦課限度額（同項第七号の額をいう。次項において同じ。）を上回る被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を減額して行うものとする。 ２　前項の均衡所得割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額を所得割額（令第十八条第一項第三号に規定する所得割額をいう。次条において同じ。）として算定した被保険者に対する補正前の基礎賦課額（当該基礎賦課額が基礎賦課限度額を超える場合には、当該被保険者に対する基礎賦課額を基礎賦課限度額として計算した基礎賦課額）の総額のうち被保険者に係る所得割総額（令第十八条第三項第三号に規定する所得割総額をいう。以下この項において同じ。）が、同条第三項第一号に規定する基礎賦課総額のうち所得割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。	（令第十八条第一項第二号ただし書の厚生労働省令で定める補正方法） **第八十三条**　令第十八条第一項第二号ただし書の基礎控除後の総所得金額等（同号に規定する基礎控除後の総所得金額等をいう。以下同じ。）の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び同項第一号に規定する被保険者均等割額の合計額（以下「補正前の保険料の賦課額」という。）が賦課限度額（同項第六号の額をいう。次項において同じ。）を上回る被保険者について、基礎控除後の総所得金額等を減額して行うものとする。 ２　前項の均衡所得割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額を所得割額（令第十八条第一項第二号に規定する所得割額をいう。以下同じ。）として算定した被保険者に対する補正前の保険料の賦課額（当該賦課額が賦課限度額を超える場合には、当該被保険者に対する保険料の賦課額を賦課限度額として計算した賦課額）の総額のうち被保険者に係る所得割総額（同条第三項第三号に規定する所得割総額をいう。以下同じ。）が、同条第三項第一号に規定する賦課総額のうち所得割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。